

ポジティブリスト制度導入による農家への影響



5月29日から導入される農産物などに残留する農薬の規制を強化する「ポジティブリスト制」が各地の農家に波紋を広げています。新制度では栽培する作物に使う農薬以外にも規制対象になるため、周辺農地で別の作物に散布した農薬が飛んできて付着し基準値を超えると出荷停止などになる可能性があるためです。

農水省では特に収穫直前の飛散に注意する事や、違う作物を栽培していても隣接する農家で同じ農薬を使用する事などをパンフレットやホームページで呼びかけるとともに、農業関係者らを対象にした意見交換会を行います。

各地のJA等が昨年末以降農家向けに開催している講習会では「隣の田んぼの農薬が気になる」「知らずに飛散して迷惑をかけたら、どうすればいいのか」等切実な声が上がっています。

大規模農場が多い北海道でも道やホクレンが連携し、3月末までに道内各地で約600回、農薬の飛散防止の徹底を呼びかけました。

しかし、農家からは具体的な技術指導を求める声が増え、出荷停止となった際の損失への不安の声も上がっています。また、野菜や果樹については保険があるが、米等の穀類には保険がない等課題も浮かび上がっています。

多様な種類の野菜を作っている千葉県では、全農千葉県本部が新制度による出荷停止があった場合に備え保険加入を検討しています。保険金は作物の回収費用や農家への見舞金に充てる計画です。

当社では本年5月29日より施行されますポジティブリスト制に対応する食品中残留農薬分析を行っております。残留農薬分析に関しましてご質問等ございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2006年5月2日付 日本経済新聞

商品開発箇所 須賀重政